

# 専門医資格更新について

## 専門医資格更新条件が変更になっています！！

公益社団法人 日本臨床細胞学会  
細胞診専門医資格更新実務に関する施行細則  
(アンダーラインが修正部分)

### 1 資格更新手続きの期日

各4年目の12月10日までに完了しなければならない。

### 2 申請書ならびに審査料

学会が用意する所定の資格更新申請書に必要事項を記入し、更新審査手数料を添えて学会事務局に提出する。必要書類は、学会事務局から更新年度に該当者に送付する。

### 3 資格更新の条件

資格の更新にあたっては以下の条件をみたさなければならない。

- 1) 引き続き本法人の会員であること。
- 2) 学会費および専門医会費を完納していること。
- 3) 地域連携組織での地域活動に貢献していること。
- 4) 細胞診専門医にあつては、4年間のうちに、本法人春期または秋期大会に2回以上出席し、以下に定める内容で4年間320単位(注3)をみたしておかななければならない。
- 5) 保留は1回のみとし、次の4年間で更新に必要な単位を得た場合、更新を認める。ただしこの場合は以下に定める内容で4年間のうちに345単位をみたしておかななければならない。保留中の4年間は専門医としての活動は認める。4年後に点数が再び不足した場合は専門医資格を失う。

### 4 単位の内容

#### 1) 細胞診業務

(1)細胞診専門医の業務に従事した場合1年間30単位

#### 2) 学術集会参加

(1) 本法人春期大会 25単位

同 秋期大会 25単位

(2) 本法人の認定する連合地域連携組織の学術集会 15単位

本法人の認定する都道府県地域連携組織の学術集会 15単位

(都道府県組織に加入しない者の学術集会の出席単位は認めない)

#### 3) 細胞診専門医会出席 30単位

(学術集会に出席しない細胞診専門医会の出席単位は認めない)

#### 4) 細胞診専門医研修指定講座出席 15単位 →(注1)

(学術集会に出席しない細胞診専門医研修指定講座の出席単位は認めない)

#### 5) 本法人の認定する地域連携組織(都道府県)の会員となり、地域活動に積極的に貢献した場合1年間30単位 →(注2)

その他の臨床細胞学関連学術集会についての単位は、それぞれのプログラム内容に基づいて細胞診専門医委員会が単位を決定する→(注5)

著書は監修・編集・執筆の証明となる部分の写し、論文は別冊または写し、学会発表や講演はプログラムの写しを添付する。なお、論文掲載誌および学会発表の質についての評価は細胞診専門医委員会で行う。

#### 5. 特段の理由のある場合の措置

海外留学・病気療養・妊娠出産・育児・介護等、特段の理由のある場合は、細胞診専門医委員会にて条件を緩和することができる。

- 1) 専門医資格更新期間は4年間とし、期間の変更は行わない。
- 2) 更新期間内の海外留学期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間は、4年より該当期間を除外し、残余期間での取得単位を4年間に換算して判定する。
- 3) 海外留学期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間は、4年間の中で最長3年間を認め、これを証する書類の提出を求める。
- 4) 妊娠出産期間・育児期間を証する書類は、出生を証することのできる住民票や母子健康手帳の写しなどである。介護期間を証する書類は、診断書や介護保険主治医意見書の写しなどであるが、書類のない場合には自己申告書を求め、これを細胞診専門医委員会にて審査する。
- 5) 更新対象期間全てが、海外留学期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間等で占められる場合は、資格更新は保留とする。
- 6) これらの運用基準は、男女を問わず適用することができる。

#### 6 実施要項の変更

本実施要項の変更は理事会の承認を経なければならない。

#### 附 則

1 この施行細則は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成25年6月2日 一部改訂施行

(注1) ・同一の総会で、細胞診専門医研修指定講座に複数回出席した場合も回数分の単位が認められます。

→2回の場合は15単位×2回で30単位

・聴講証明書を必ず受け取り、保存、申請時に提出をお願いします。

(注2) ・地域連携組織とは各都道府県の支部会を指します。各地方の支部会（北海道～沖縄各都道府県）に入会されていれば年間30単位が認められます。個人の支部会入会の状況については各支部会にお問い合わせください。

(注3) ・資格更新の単位数について

専門医会報49号内の、**2012年度第一回専門医会議事録**での“細胞診専門医資格更新実施要綱改訂（案）”では、資格更新に要する単位が4年間で200単位でしたが、新たに、地域連携組織の会員となり、地域活動に貢献した場合の単位が年間30単位認められましたので、**資格更新に必要な単位は4年間で320単位**となりました。

(注4) ・学会の学術集会の参加証明には参加章などが必要です。コピーを更新時に提出ください。

(注5) ・基本領域学会の学術集会参加が単位として認められます。その他の学会については、資格更新時に審査会にて単位を決定いたしますので、資格更新申請時に申請願います。事前にはお答えできませんので、その旨御了承ねがいます。

※基本領域学会→日本病理学会、日本産科婦人科学会、日本外科学会、日本泌尿器科学会など